

2000年度 原子核三者若手 秋の総会 三者総会議事録

文責：2000年度 三者事務局（東京大学）

1 活動報告

1.1 2000年度三者センター校（東京都立大学）

2000年度三者センター校より、夏の学校の決算報告がなされた。
研究会等の発表者の旅費補助額を「5,500円 + 振込手数料」とすることに対して承認が得られた。

1.2 2000年度三者準備校（広島大学）

1.2.1 最終決算報告

2000年度三者準備校より、最終決算報告がなされた。

1.2.2 議題

パンフレットとポスターの郵送について

ポスターは基研から補助を受けているので簡単には止められないように思えるが、補助を断る方向でいけばよい。webにポスターを載せて、メールで案内をおくればよい。との案が出た。次の準備校に任せ、ポスターを郵送しない方向で進めて行くことに対して承認が得られた。

開校式とM1懇親会について

- 開校式をやった記憶が無い。
- 注意事項を伝えるのが開校式の目的ならば、受付時の注意事項の説明だけで十分。
- むしろ、注意事項の伝達は開校式の方に重点を置くべき。

等の意見が出た。次の準備校がYONUPA MLなどで議論して春の総会で了解を得るということに対して承認が得られた。

旅費補助の決定期間について

次の準備校の裁量の範囲以内であるとの意見が出た。

1.3 2000年度三者事務局(筑波大学)

1.3.1 2003年度三者準備校・センター校の承認

承認が得られた。

1.3.2 新たに役職ローテーションへ加わる大学の承認

承認が得られた。

1.4 2000年度三者事務局(金沢大学)の活動及び決算報告

YONUPA MLの更新は4月に代表者に差分を報告してもらおうという方向で行う。その他 YONUPA ML、HP に対しての報告が行われた。

1.5 セクハラ WG の経過報告

最初に2000年度の夏の学校での不祥事の報告とWGで行なわれた議論についての報告がなされた。さらに、今回の不祥事に関する女性有志からの意見が発表された。(1.5.1~1.5.3)

1.5.4 「罰則規定」に関する報告書

犯罪は個人で責任を負うべき。などの意見が出た。この罰則規定はその他一般の犯罪に対しても適用できそうだが、このWGのセクハラに対するものなので、その他の犯罪については役職校で考えてほしいとのこと。罰則規定を作ること自体に対しては参考資料として挙手にて是非が問われた。

賛成	21
反対	0
その他	24

1.5.5 「駆け込み寺」に関する報告書

引続き議論する。駆け込み寺を作るべきかどうかを挙手によって調べた。

作るべきである	31
反対	0
その他	14

2 2001年度センター校からの議案

2.1 緊急会議等における旅費補助に関する規定

基本的に東京に集まる。全体で20万ぐらいに抑える。とのこと。

- 二重請求などの不正が置きた場合どうするか。
- 責任者を誰にするのが明確でない。

等の意見が出た。予算の出どころがはっきりしていないため、予算案をつめて春に承認を得ることになった。ただし、春までに緊急会議をやる必要性に迫られた場合には、この規定を行使して良いということで承認が得られた。

2.2 議案を YONUPA HP に掲載

提案がなされた。

2.3 「夏の学校・運営改革案」

2.3.1 開催前に各大学が行うこと

原子核三者若手の説明と夏の学校のオリエンテーション
 スタッフも加えるべき。夏の学校について話し合うべき。等の意見が出た。
 代表者の決定と状況把握
 提案がなされた。
 参加のための条件の確認
 提案がなされた。

2.3.2 開催前に役職校が行うこと

ホームページの整理、充実
 実行中である。
 議案書発行時期の早期化
 〆切を1ヵ月くらい前にしてくれとの案もでたが、現実的には1、2週間前が限度ということで、承認が得られた。

2.3.3 開催前に各大学が行うことと夏の学校の全員参加について

YONUPA メーリングリストの完備
 実行中であるとのこと。
 役職担当校の拡大
 食券のチェック・会場の後かたづけぐらいなら誰でもできる。との意見が出た。
 総会への参加
 各大学の代表者が夏の学校での総会に参加することを義務化することについて、

- 無理矢理に M1 に代表者を押しける事になるのでは？
- 個人個人の意見を尊重すべき。

- 参加者が各学校ごとひとりづつしか来なくなる。
- 参加できないが議案がある人はどうするのか？
- 結局逃げる人が多く機能しないのでは。

などの意見が出たが、YONUPA ML を最大限利用し、とりあえず今回は実行してみるということで、センター校に任せる事に対して承認が得られた。

3 2001 年度準備校からの議案

3.1 来年度の夏の学校における禁酒措置について

準備校には夏の学校の運営が任されているのだから、禁酒処置をとるかどうかの決定権は準備校にあるとの主張であったが、禁酒するかどうかは夏の学校に対して与える影響が大きいため、春に全体の承認を得るべきであるとの意見がでて、実際に挙手によって是非が問われた。

賛成	28
反対	9
その他	8

以上の結果により、春の総会で承認を得ることになった。また、禁酒処置はやりすぎであるとの意見も多く挙手により調べたところ、次のような結果を得た。

禁酒措置に賛成	6
やりすぎである	19
その他	20

また、

- 付録 A の WG による提案くらいで十分である。
- 来年だけならやってみる価値があるかも知れない。
- 酒持ち込み禁止はやりすぎである。
- 禁酒の問題だけに議論を限定するのは良くない。

等の意見が出た。

3.2 来年度の夏の学校開催日

研究会と重なるとの意見もあったが、アンケートの結果から 8 月上旬にして欲しいとの意見が多かったことから実際に 8 月上旬開催に決定し承認が得られた。

3.3 夏の学校開催期間短縮について

アンケートの結果、日程短縮に対する反対意見が多かったため、今回は今まで通りとなった。アンケート結果は次の準備校の参考資料にして欲しいとのことである。

4 その他の議案

4.1 2001年度三者事務局からの議案

- 話をするきっかけになるのではないか。
- 効果があまりないように思われる上、役職校の手間が増える。
- このままでは具体性に欠けるため、このままでは承認できない。

との意見が出た。議論を続けるかどうかの挙手は次の通り。

賛成	23
反対	10
その他	12

4.2 中谷さん@金沢大からの議案

準備校から了承と、セクハラ対策WGに入ってくれとのコメントを得、全体の承認が得られた。

5 2001年度予算案

5.1 予算案【2001年度三者センター校(大阪大)】

間違いが多いため、訂正版(付録B)をYONUPA MLに流すという条件付きで承認が得られた。

付録A 「禁酒措置に関する議案についてWGでの議論に基づいた見解」

文責 古結尚、寺口俊介、馬場秀司

A.1 はじめに

今年度の夏の学校において、一部の反社会的な人々により、人格を否定されるに等しい行為を受けた女性が存在したことに我々は怒りを覚える。女性の権利が侵害されたという事実は、単に女性参加者のみの問題ではなく参加者全員の権利が侵害されたに等しい。私たちはこの問題についてセクハラ対策ワキンググループ(wg)を立ち上げ様々な議論を行った。ここでは特に、「2001年度準備校から出された禁酒措置に関する議案」に対する意見をその議論からの抜粋を用いて紹介する。

A.2 議論の抜粋

A.2.1 今回の一連の不祥事はお酒のせいかな？

賛成 その可能性は否定できない。

実際、お酒の席で不祥事が起こった。

反対 アルコールのあるなしに関わらず、問題を起こす人は問題を起こす。
事件を起こすのは個人もしくは集団であって酒ではない。
罪が酒にかぶせられてしまって酔っぱらっていたから仕方がなかったという甘えが生まれてしまう。

A.2.2 全面禁酒は不祥事を防ぐか？

賛成 防ぐ。
野放しよりはいい。
今年度に限って言えば、緊急時の対策としては有効であった。
現時点ではわからないが実験的な意義はある。

反対 問題が起きたのはお酒のせいではないので禁酒によって不祥事が防がれるということはない。
禁酒が守られないという不祥事が起こる。
隠れて酒を飲む人間が生まれ、目の届かないところで、より悪質な不祥事が起こるかもしれない。
禁酒への反感等からかえって器物の破損等の問題が増えるかもしれない。

A.2.3 全面禁酒は夏の学校に対する意識を高めるか？

賛成 参加者が禁酒に対して疑問を抱き、それに対して今年の不祥事をきちんと説明することで、意識を高めることができる。(準備校の議案より)

反対 役職校が参加者の反感を買ってしまい、「管理者としての役職校」と「管理される側の参加者」といったような意識の溝を広げてしまい、かえって夏の学校に対する意識を低下させてしまう。
禁止されるという受動的な立場にある参加者の意識が高まるか疑問である。

A.2.4 全面禁酒を実行したとして禁酒は守られるか？

賛成 「決定したならば別に文句は言わずに従います」という意見もある。
決定したからには役職校が責任を持って管理し守らせなければならない。

反対 隠れて飲む人は必ず現れる。

A.2.5 全面禁酒をすることにより役職校の負担は減るか？

賛成 禁酒によって不祥事が減れば負担は減る。
反対 禁酒によって不祥事が減るとはかぎらない。
禁酒の管理ということ自体が役職校の大きな負担となる。

A.2.6 役職校は参加者の飲酒を禁止する権限を持つか？

賛成 役職校は夏の学校に関して責任を負うので、管理権限を持つ。
反対 責任者といえども、参加者に対して無制限に権限を行使できるわけではない。

A.2.7 お酒を飲まないことで交流は減るか？

賛成 今までの夏の学校での交流で酒は重要な役割を果たしてきた。
酒を飲んでではじめて共有できる話題もある。

反対 (今年の禁酒措置の下で)「酒がないほうが、議論が充実する」と体感した。
交流はアルコールのあるなしに関わらず達せられるはず。(準備校の議案より)

A.2.8 夏の学校における酒の扱いは改善すべきか？

賛成 噂通り、毎晩飲みだったのには唖然とするばかりであった。
モラルが足りない。

M1 懇親会から酒を出すことにより、飲酒を結果的に助長した。
飲み会を行っている場所が寝室であったので無秩序になってしまう。
仲よしグループで集まってしまうので、大きな部屋で飲むべき。
講義にひびく飲み方をする人がいる。

反対 自分の酒量は自分でわかまえるべきである。

(以下禁酒に対して)

小学生を相手にするのではないのだから、(酒に関して)いちいち言う必要はない。

飲酒は個人的な権利の問題であり、社会的に制限を加えることは私的領域への干渉である。

以上のように、一つ一つの項目では、WG 内で必ずしも見解の一致を見ているわけではない。夏の学校に関して改善の必要は認められるものの、禁酒という方法についてはむしろ反対意見が目立つのが現状である。そればかりではなく、禁酒を実行することで役職校の負担が増える可能性は極めて高いといわざるを得ない。

A.3 代替案

WG 内では、禁酒に変わる改善策が必要であるという立場から、現在まで複数の代替案が提出されている。以下ではそれらの案をふまえて、禁酒に変わり得る、現時点でのより現実的な代替案を示すことにする。

1. 開校式、M1 懇親会での酒の準備をやめる。(準備校の判断による)
2. 一般の寝室での飲酒を禁ずる。
3. 酒を飲むための部屋を準備する。
4. その部屋に於いて酒を飲む場合であっても、その場における責任者を決め、役職校に届け出ることを義務づける。
5. 責任者は部屋を片付け全員が退出するまで見届ける。
6. 責任者は、不祥事の発生を防ぐよう努力する。

7. それでも、問題が起こった場合には、当事者の氏名を含め、詳細を役職校に報告する義務を負う。

解説。

1. 開校式、M1 懇親会は準備校の主催するものであり、準備校の判断に委ねて問題ないものとする。
2. 寝る人の権利を侵害しない。
3. 酒を飲む人の権利を侵害しない。(cf. 喫煙コーナー)
4. 役職校に極力負担をかけない。飲む人の権利にともなう義務として。
5. 最後まで責任を持つ。
6. 責任を持った個人が存在することでモラルのない飲み会をなくす。
7. 密告者になりたくないという心理によって、事件が隠蔽されることを防ぐ。(98年の教訓?)

その他. 役職校の所属でない人も責任者という役割を担う可能性があり、役職校とそれ以外の参加者の意識の差を狭めることが期待できる。

この案においても禁酒措置で指摘されたように規則が破られる可能性は否定できず、役職校の負担を増やしてしまうこともあり得るであろう。しかし、禁酒案に比べてその可能性は低いと考えられ、上に述べたような積極的な意義も存在することから、こちらの代替案が禁酒案よりも優れているものと考えられる。

付録 B 予算案【2001 年度三者センター校 (大阪大)】

この議案書は'00/09/26 現在のものです。

B.1 予算の獲得について

- ・前年度繰越金 (予定) : これについては 2000 年の決算を参照のこと
- ・各研究機関からの補助内訳 (申請については予定)

機関名	区分	申請額	前年度援助額
基研	講師の旅費等	500,000	500,000
基研	ポスター印刷費等	100,000	100,000
RCNP	講師の旅費補助	200,000	

- ・研究グループからのカンパ（申請については予定）

機関名	申請額	前年度援助額
原子核談話会	100,000	
素粒子論グループ	450,000	450,000
申請額合計	550,000	450,000

獲得予算合計（予定）：1,350,000 円+参加費+繰越金

B.2 予算の配分について

	今年度予算（案）	前年度予算
三者	235,000	446,000
パート	144,000	145,500
講師の旅費等	700,000	500,000
講義録印刷費	0	300,000
合計	1,079,000*	1,391,000

*:この予算には、参加者への旅費補助は含まれていない。残ったお金が全額旅費補助に充てられる。

三者四役の予算案

機関名	今年度予算（案）	前年度予算
三者センター	10,000	10,000
三者事務局	5,000	5,000
三者準備校	180,000	400,000 *
三者名簿校	40,000	40,000
三者 HP・ML 校	0	0
三者予算合計	235,000	455,000

*:99 年度三者事務局の追加予算も含む。備考

- 三者センター校

申請項目	申請額
振込み手数料	10,000
申請額合計	10,000

- 三者事務局;

申請項目	申請額
振込手数料	500
郵送費	1,000
コピー代	3,500
申請額合計	5,000

- 三者準備校

申請項目	申請額
下見・契約代	40,000
ポスター代	60,000
郵送料	20,000
コピー代	50,000
文具代	10,000
申請額合計	180,000

- 三者名簿校

申請項目	申請額
2001年度若手名簿郵送料	40,000
申請額合計	40,000

- 三者 ML・HP 校

申請項目	申請額
なし	0
申請額合計	0

B.3 各パート校の予算

パート名	今年度予算(案)	前年度予算
高エネルギー	28,000	27,000
原子核	75,000	77,500
素粒子	41,000	41,000
パート予算合計	144,000	188,000

備考

- 高エネルギー
 - － 高エネルギーパート準備校

申請項目	申請額
講議準備費	20,000
講議録作成費	8,000
申請額合計	28,000

- 原子核パート
 - － 原子核パートセンター校

申請項目	申請額
郵送費用	2,000
申請額合計	2,000

－ 原子核パート準備校

Review Talker への謝金 (2 人分)	30,000 円
Topics 講師への謝金 (交通費補助)	30,000 円
諸経費 (印刷費、ビデオテープ代)	15,000 円
申請額合計	75,000

● 素粒子論パート

－ 素粒子論パート事務局

申請項目	申請額
通信費及び印刷費	1,000
合計	1,000

－ 素粒子論パート準備校

申請項目	申請額
録音関係費	20,000
通信関係費	5,000
消耗品代	5,000
研究費代	10,000
申請額合計	4,0000